

芦屋市道路占用料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。) 第 39 条第 2 項の規定に基づき、<u>道路を占有する場合の占用料の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(占用料の額)</p> <p>第 2 条 <u>占用料の額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第 3 条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</u></p> <p>(1) 法第 35 条に規定する事業(国の行う事業)又は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業の行う事業<u>のために占有するとき。</u></p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に<u>応ずるものの用に供する施設のために占有するとき。</u></p> <p>(3) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動に<u>使用する立札、看板その他の物件のために占有するとき。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。) 第 39 条第 2 項の規定に基き、<u>市長又は市が管理する道路及びその附属物の占用料の額及び徴収方法によつて定める。</u></p> <p>(占用料)</p> <p>第 2 条 <u>市長が道路の占有を許可したときは、占用料を徴収する。占用料は別表のとおりとする。但し、一件の占用料の額が百円未満のものは百円とする。</u></p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第 3 条 市長は、<u>次に掲げる占有物件に係る占用料については前条の規定にかかわらずこれを減免することができる。</u></p> <p>(1) 法第 35 条に規定する事業(国の行う事業)及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業の行う事業<u>に係るもの</u></p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び<u>新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに</u>鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に<u>応ずるものの用に供する施設</u></p> <p>(3) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動<u>のために使用する立札、看板、その他の物件</u></p>

改正案	現行
<p>(4) <u>軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業のために占有するとき。</u></p> <p>(5) <u>公衆の用に供する水道又は下水道の事業のために占有するとき。</u></p> <p>(6) <u>道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占有するとき。</u></p> <p>(7) <u>地先から雨水を溝等に排水するための排水管の埋設のために占有するとき。</u></p> <p>(8) <u>街灯(広告併用街灯及びアーチ型のものを除く。)、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場のために占有するとき。</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が公益上、特に<u>占用料の減免</u>の必要があると認めるとき。</u></p> <p>(<u>占用料の計算</u>)</p> <p>第4条 <u>占用料の計算方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>占有面積及び延長の単位が小数点以下の端数は繰り上げて計算する。</u></p> <p>(2) <u>占有期間が1年未満のものは、年額の月割で計算する。</u></p> <p>(3) <u>占有期間が1月未満のものは、1月として計算する。</u></p> <p>2 <u>1件の占用料の額が100円に満たないものは、100円とする。</u></p> <p>(<u>占用料の徴収方法</u>)</p> <p>第5条 <u>占用料は、<u>占有許可の際に徴収する。ただし、占有の期間が1年以上の場合にあつては、前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分けて徴収することができる。</u></u></p>	<p>(4) <u>軌道法(大正10年法律第76号)による運輸事業に係るもの</u></p> <p>(5) <u>公衆の用に供する水道又は下水道の事業に係るもの</u></p> <p>(6) <u>道路に出入りするための通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占有するとき。</u></p> <p>(7) <u>地先から雨水又は汚水を溝等に排出するために必要な排水管の埋設のために占有するとき。ただし、<u>営業用汚水は、この限りでない。</u></u></p> <p>(8) <u>街灯(広告併用街灯、アーチ型のものを除く。)公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</u></p> <p>(9) <u>前各号のほか、市長が公益上、特に<u>占用料減免</u>の必要があると認めるとき。</u></p> <p>(<u>占用料の計算</u>)</p> <p>第4条 <u>占用料の計算方法は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>占有面積及び延長の単位が小数点以下の端数は繰り上げて計算する。</u></p> <p>(2) <u>占有期間が1箇年未満のものは、年額の月割で計算する。</u></p> <p>(3) <u>占有期間が1箇月未満のものは、1箇月として計算する。</u></p> <p>(4) <u>占用料の1円未満の端数は、1円として計算する。</u></p> <p>(<u>占用料の徴収方法</u>)</p> <p>第5条 <u>占用料は前納とし次の各号により市長の発行する納付告知書により徴収する。</u></p> <p>(1) <u>一時的な道路占有にあつては<u>占有許可の際徴収する。</u></u></p>

改正案

2 前項ただし書の規定により、占用料を前期及び後期に分けて徴収する場合の納付期限は、前期にあつては5月15日、後期にあつては11月15日とする。

(占用料の不還付)

第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項各号のいずれかに該当し、占用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

別表(第2条関係)

占用物件		区別	単位	単価(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,320
	電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	2,880
	電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2,232
	認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	1,488

現 行

(2) 占用期間が1箇年以上のものについては、前後期に分けて徴収することができる。但し、前期(4月1日から9月30日まで)は5月15日限り、後期(10月1日から翌年3月31日まで)は11月15日限りとする。

(占用料の不還付)

第7条 既納の占用料は返さない。但し、次の各号の一に該当すると認めるときは占用者の申請により、その全部又は一部を返すことができる。

- (1) 占用者が廃止を届け出て道路を原状に回復したとき。
- (2) 法第71条第2項各号の一に該当し占用の許可を取り消したとき。
- (3) 天災その他不可抗力の事由によつて占用できなくなつたとき。

別表(第2条関係)

占用物件		区別	単位	単価(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	年額	1本	3,624
	電気事業者が電話柱に電線を添架	年額	1本	2,424
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	年額	1本	1,824
	認定電気通信事業者が電柱に電話線を添架	年額	1本	1,224

改正案

その他の柱類		年額	1本	<u>180</u>
共架電線その他上空に設ける線類		年額	1メートル	24
地下に設ける電線その他の線類		年額	1メートル	24
路上に設ける変圧器		年額	1基	<u>1,764</u>
地下に設ける変圧器		年額	1平方メートル	<u>1,440</u>
広告塔	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	月額	1基	<u>3,684</u>
	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル以上のもの			<u>7,356</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		年額	1平方メートル	<u>3,600</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1平方メートル	<u>3,600</u>

現行

その他の柱類		年額	1本	<u>132</u>
共架電線その他上空に設ける線類		年額	1メートル	24
地下電線その他地下に設ける線類		年額	1メートル	24
路上に設ける変圧器		年額	1基	<u>1,212</u>
地下に設ける変圧器		年額	1平方メートル	<u>1,236</u>
広告塔	直径又は長辺1メートル未満で高さ4メートル未満のもの	月額	1基	<u>3,210</u>
	その他のもの			<u>6,420</u>
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		年額	1平方メートル	<u>2,472</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1平方メートル	<u>2,472</u>

改正案					現行					
	その他のもの	月額	1 平方メートル又は 1メートル	<u>624</u>		その他のもの	月額	1 平方メートル又は 1メートル	<u>535</u>	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	地下埋設物・架空の管類	外径が 0.07 メートル未満のもの	年額	1メートル	<u>108</u>	地下埋設物	年額	1メートル	外径が 0.1 メートル未満のもの	<u>156</u>
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの			<u>144</u>				外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	<u>192</u>
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			<u>216</u>				外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	<u>252</u>
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			<u>288</u>				外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	<u>504</u>
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			<u>432</u>				外径が 0.4 メートル以上 1.0 メートル未満のもの	<u>1,236</u>
		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			<u>576</u>				外径が 1.0 メートル以上のもの	<u>2,472</u>
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			<u>1,008</u>					
		外径が 0.7 メートル以上 1メートル未満のもの			<u>1,440</u>					
		外径が 1メートル以上のもの			<u>2,880</u>					
					マンホールその他これに類するもの				年額	1 平方メートル

改正案						現行					
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	年額	1メートル	72		地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	年額	1メートル	72
							マンホールその他これに類するもの	年額		1平方メートル	1,656
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		年額	1平方メートル	3,600	法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,472
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		年額	1平方メートル	168	法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		年額	1平方メートル	168
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		月額	1平方メートル	120		日よけ、雨よけその他これらに類するもの		月額	1平方メートル	149
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの		年額	1平方メートル	2,952	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路、地下室、地下街その他これらに類するもの		年額	1平方メートル	3,216
	上空に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,952		上空に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	3,216
	通路(地上)に接する通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	4,284		通路(道路に接するものに限る。)その他これに類するもの		年額	1平方メートル	4,284
	地下に設ける通路その他これに類するもの		年額	1平方メートル	2,952						
法第32条第1項	露店、商品置場その他これらに類するもの		月額	1平方メートル	624	法第32条第1項	露店、商品置場その他これらに類するもの		月額	1平方メートル	535

改正案					現行					
第6号に掲げる施設 法第32条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積1平方メートル	176	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	月額	表示面積1平方メートル	176
		その他のもの			356		その他のもの			356
		電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	252		電柱等既設占用物件に添架のもの		1枚	268
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの			132		電柱等既設占用物件に巻付けのもの			134
	乗合自動車停留場標識		年額	1本	2,340	乗合自動車停留場標識		年額	1本	2,340
	標柱及び標識類		月額	1本	300	標柱及び標識類		月額	1本	297
	アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1基	1,236	アーチ	上空のみ占用のもの	月額	1門	1,338
		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの			2,460		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの			2,675
		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの			3,924		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの			4,280
	工事用仮囲, 足場及	路面占用物件	月額	1平方メートル	624	工事用仮囲, 足場及	路面占用物件	月額	1平方メートル	535

改正案					現行						
	び工事用 材料置場 並びに落 下防止柵 その他こ れらに類 するもの	上空占用物	月額	1平方メ ートル	<u>252</u>		び工事用 材料置場 その他こ れらに類 するもの	上空占用物	月額	1平方メ ートル	<u>268</u>
	広告併用街灯		年額	1本	<u>1,044</u>		広告併用街灯		年額	1本	<u>1,200</u>
	車輪止め装置その他の器具		年額	1平方メ ートル	<u>4,452</u>						
	その他のもの		月額	1平方メ ートル又は1 メートル	<u>624</u>		その他のもの		月額	1平方メ ートル又は1 メートル	<u>535</u>
備考 「車輪止め装置その他の器具」とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第10号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具をいう。											

道路占用料の算出について

道路占用料については、次のとおり算出する。

$$\text{①道路価格} \times \text{②占用面積} \times \text{③使用料率} \times \text{④修正率} \times \text{⑤占用期間}$$

① 道路価格

ア 道路価格の種類

道路価格については、国土交通省と同様、阪神間道路管理者連絡協議会（以下「阪道管」という。）構成市町全域の平均道路価格である平均地価格と商業地内における平均道路価格である商業地価格の2種類を設定している。

イ 平均地価格の算出

平均地価格の算出に当たっては、より実勢に即した道路価格を算出するため、平成18年度の改正から固定資産税評価における宅地・田畑・山林の各地目（以下「地目」という。）の道路延長比率を反映し、平均地価格を算出している。

なお、この地目別の道路延長比率を用いた計算方法については、国土交通省が平成20年4月1日に道路占用料単価を改正した際に、阪道管と同様に用途別（地目別）道路延長比率を用いた計算方法を採用している。

	改正	現行	改正/現行
平均地価格	90,200円	94,700円	95.2%

ウ 商業地価格の算出

商業地価格の算出に当たっては、構成市町の商業地域・近隣商業地域の面積に、それぞれの評価単価を乗じ、その合計額を商業地域・近隣商業地域の総面積で除したものを商業地価格としている。

	改正	現行	改正/現行
商業地価格	218,800円	246,900円	88.6%

② 占用面積

占用物件の垂直投影面積

③ 使用料率

地価に対する賃料の水準で、国土交通省が平成21年度に独自に行った調査に基づき定めている数値を採用している。

○使用料率の変遷

(単位：%)

	国土交通省			阪道管	
	平成8年 4月施行	平成20年 4月施行	平成23年 4月施行	平成18年 4月施行	平成24年 4月施行予定
平均地	2.60	3.60	3.99	2.60	3.99
商業地	2.60	3.14	3.36	2.60	3.36

④ 修正率（軽減措置の適用）

地上物件に比べ、上空及び地下占用物件が、通行に与える影響が小さいことから、占用料を減じる目的で適用される率

使用料率の上昇に伴う占用料の増加を軽減するため、今回の改正に限り、上空及び地下占用物件ともに、修正率を4/10とする。

○修正率の変遷

	国土交通省			
	昭和63年4月 施行	平成8年4月 施行	平成20年4月 施行	平成23年4月 施行
上空	1/2	2/3	1/2	1/2
地下	1/2	1/3	3/10	3/10

	阪道管			
	平成4年4月 施行	平成10年4月 施行	平成18年4月 施行	平成24年4月 施行予定
上空	1/2	1/2	1/2	4/10
地下	1/2	1/2	1/2	4/10

⑤ 占用期間

道路に、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する期間